

第15回教育委員会（定）

開会日時 平成29年 8月 3日（木） 午前 09時30分
閉会日時 午前 11時20分
開会場所 教育支援センター研修室

出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐 紀 子
委 員	青 木 義 男
委 員	松 澤 智 昭
委 員	上 野 広 治

出席事務局職員

事務局次長	矢 嶋 吉 雄	地域教育力担当部長	松 田 玲 子
教育総務課長	木 曾 博	学 務 課 長	三 浦 康 之
生涯学習課長	水 野 博 史	地域教育力推進課長	石 橋 千 広
指導室長	栗 原 健	教育支援センター所長	新 井 陽 子
新しい学校づくり課長	佐 藤 隆 行	学校配置調整担当課長	大 森 恒 二
施設整備担当副参事	荒 張 寿 典	中央図書館長	荒 井 和 子

署名委員

教育長

委 員

午前 09時 30分 開会

教 育 長 本日は、3名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。
なお、青木委員は、会議途中からの出席になるとの連絡が入っております。
それでは、ただいまから平成29年第15回の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、矢嶋次長、松田地域教育力担当部長、木曾教育総務課長、三浦学務課長、水野生涯学習課長、石橋地域教育力推進課長、栗原指導室長、新井教育支援センター所長、佐藤新しい学校づくり課長、大森学校配置調整担当課長、荒張施設整備担当副参事、荒井中央図書館長、以上12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、松澤委員にお願いいたします。

本日の委員会は、31名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

次第の順番とは前後しますが、議事進行の都合上、本日の教育委員会は、初めに専決処分、続いて報告事項、最後に議事という順に進めてまいります。

○専決処分

1. 平成29年8月1日付区立学校管理職配置に係る内申について

(資料・指導室)

教 育 長 それでは、専決処分を聴取します。専決処分1「平成29年8月1日付区立学校管理職配置に係る内申」について、指導室長から説明願います。

指 導 室 長 それでは、資料をご覧ください。

これは小学校2校に新たな副校長を配置するための内申です。

まず、板橋第九小学校副校長が6月から病気休暇に入り、3月31日まで病気休職に入る見込みのため、板橋第九小学校に新たに副校長を配置するための内申です。

もう1校は、下赤塚小学校副校長が6月に普通退職したために、下赤塚小学校に新たに副校長を配置するための内申です。

東京都教育委員会から示された内申提出の日程が、区教育委員会の日程、つまり本日より前であったために、本件につきましては、時間的な都合により、教育長の専決処分として決定させていただいたものです。

新副校長につきましては、8月1日付で発令されました。

被発令者は記載のとおりでございます。

板橋第九小学校の副校長につきましては、現任校に在籍したまま休むこととなりますので、新副校長の発令と合わせて、特命担当ということで発令がありました。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がありましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

1. 人事情報（都費職員・平成29年7月分）

(指-1・指導室)

(区費職員・平成29年7月分)

(総-1・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「人事情報」につきまして、初めに、都費職員について、指導室長から、続いて区費職員について、教育総務課長から報告願います。

指 導 室 長 それでは、都費職員について、ご報告いたします。

1番の正規職員についてです。

7月末現在の教職員数は、括弧の休職者なども含めて、総勢1,843人です。前月と比較して、1名減となっています。

減の理由といたしましては、下赤塚小学校の副校長が、6月30日付で普通退職したためです。

休職者等は全体として111人で、前月と比較して、12名増加しております。内訳といたしましては、育児休業に入った者が7名、休職に入った者が5名となっております。

次に、2番の期限付任用教員についてです。

7月末現在の期限付任用教員の数47人で、6月末時点から1名増となっております。

説明は以上でございます。

教育総務課長 続きまして、区費職員について、ご報告いたします。

まず、一般職員・再任用職員・再雇用職員です。

7月31日現在の職員数ですが、前月172人に対して、今月末173人、1名の増員でございます。

こちらは、平成29年7月13日から、1名の病気休職からの復帰によるものでございます。

続きまして、2ページ目でございます。

非常勤職員、7月31日現在の職員数です。

前月797人に対して、当月802人。5名の増員でございます。

内訳といたしましては、まず、学校運営員3名の増員でございます。

こちらは、志村第一小学校、桜川小学校、高島第六小学校の欠員分の充員になります。

続きまして、学習指導講師1名の増員でございます。

こちらは、上板橋第一中学校の充員です。

続きまして、スクールソーシャルワーカー1名の増員でございます。

こちら、欠員1名に対しての充員になります。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
学習指導講師について、なかなか定員に満たない状況をご説明願えますか。

指 導 室 長 現在も欠員が生じている学校が5校あります。
退職等の理由といたしましては、臨時的任用教員になるという方が多いです。
具体的には、産休や育休代替の教員として話があったので、そちらに行くとい
うお話が多いという状況でございます。
そして、随時申込みを受け付けているのですが、なかなか集まらないという状
況になっております。
以上です。

教 育 長 ありがとうございます。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

2. 平成29年度「教育委員会が行う点検・評価」外部評価結果について

(総-2・教育総務課)

教 育 長 では、報告2「平成29年度「教育委員会が行う点検・評価」外部評価結
果」につきまして、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 それでは、教育委員会が行う点検・評価の外部評価結果についてございま
す。

資料は、「総-2」です。

去る6月28日に、外部委員である学識経験者2名、保護者代表2名の合計4
名の出席のもと、外部評価ヒアリングを実施いたしました。

いたばし学び支援プラン2018に体系化される9つの重点施策及び特別に評
価すべき事業、服務規律の確保について、1施策当たり、おおむね30分程度で、
午前9時から午後5時までの1日間を要しまして、所管課長に対するヒアリング
を行いました。

評価の標語は、「拡大」「継続」「改善」「縮小」の4つになりますが、11
施策のうち、「拡大」が2施策、「継続」が9施策という結果になりました。

それでは、それぞれの事業について、簡単にご説明させていただきます。

最初に、重点施策1「確かな学力の定着・向上」においては、板橋区立学校・

学級安定化事業のアセスメントの全学年実施、フィードバック学習教材の充実、あるいは学校図書館の利用促進などの意見があり、「拡大」の評価とされています。

続いて、2 ページです。

重点施策 2 「豊かな人間性の育成」です。

ユネスコスクールとは、平和や国際的な連携を実施、実践する学校のことですが、ユネスコスクールについては、今後は保護者に向けて、分かりやすい周知に努める必要がある。ESD、持続可能な開発のための教育について、授業や学習内容を、改めて一から見直す契機になると思われることから、多くの教員が関わるようになることが望まれるというご意見がありました。

続いて、3 ページです。

重点施策 3 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育の推進」です。

こちらについては、子どもの健康づくりの推進、体力の向上、英語力の向上、全てに期待しているというご意見が出ています。

続いて、4 ページでございます。

重点施策 4 「誰もが希望する質の高い教育を受けられる環境の整備」です。

スクールソーシャルワーカーのさらなる配置の充実、教育の質を確保するための教員の指導力向上対策の充実、または不登校の未然防止対策の推進などの意見により「拡大」と評価されてございます。

続いて、5 ページです。

重点施策 5 「保幼小中のつながりある教育の実現」です。

保幼小中の一貫環境教育推進については、現時点では4歳児からのカリキュラムを作成して取り組んでいるが、今後、保育園での環境教育を進めていく上では、3歳児以下のカリキュラムも必要であるというご意見がございました。

続いて、6 ページです。

重点施策 6 「安心・安全な教育の推進と学校環境の整備」です。

スマートフォン等の使用ルールについてでございます。

こちらは家庭との連携が必要な取組であるから、保護者への理解促進をさらに強化していく必要があるというご意見がございました。

続いて、7 ページです。

重点施策 7 「地域による学び支援活動の促進」です。

学校支援地域本部については、地域コーディネーターの質的向上を図る取組を工夫して進めていくこと。コミュニティ・スクール事業について、それぞれの地域の事情、ニーズを上手に取り込み、学校・家庭・地域が一体となって取り組むことが望まれること。このような意見がございました。

続いて、重点施策 8 「生涯学習社会へ向けた取組の充実」です。

中央図書館や文化財については、中長期的には学校教材とのかかわりがクローズアップされる可能性があって、今後とも小中学校との連携を意識した取組が望まれる、このような意見がございました。

最後になりますが、9ページです。

重点施策9「家庭における教育力向上への支援」です。

家庭教育支援チームの設置について、たくさんの方々が必要としているものと感じている。一方で、個人情報の取扱いについて、様々な専門分野の者が複数かわるため、最大限の注意が必要になる、このような意見がございました。

外部評価結果の説明は以上になりますが、合わせて、教育委員の皆様には、二次評価のご依頼をさせていただいておりますので、お手数ですが、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松 澤 委 員 2点ありますが、重点施策6の最後、ICT機器とデジタル教科書についてというところで、教員の指導力などについて書いてありますが、具体的な声として、どのようなことがあったのかということをお聞きしたいのが1点です。また、重点施策9、家庭における教育力向上への支援について、外部評価において、どのような支援といたしますか、必要としているという声が大きかったということですので、その具体的なものがあれば教えてください。

教育総務課長 まず、重点施策6についてです。

ICT機器とデジタル教科書の活用について、教員によって活用の内容について個人差があるというような内容です。今も十分に活用が進んでいるところではありますが、まだ教員によって使用の頻度に差があり、現在、教育支援センターから出張によって講師を派遣するような事業を行っていますが、そちらについては継続して行いたいと思います。

もう1点が、家庭における教育力の向上への支援ですが、家庭教育支援チームの設置について、家庭によって困難な状況も様々であるために、きめ細やかな対応が必要であるというご意見と、学校と地域が連携する必要があるというようなご意見が出ています。

松 澤 委 員 今の件について、地域で支援を行うということですが、そのような案で具体的なものというのは、まだ出ていないのでしょうか。地域でも支援していただきたいというような方策というのは、まだ出ていないような段階でしょうか。

教育総務課長 現在でも、民生委員や地域、青健もそうですが、しっかりとかかわっていただいている方もいらっしゃるのですが、この家庭教育支援チームの設置によって、それが体系的に、連携してかかわれるようになると、さらに充実した取組になるのではないかという期待感があります。

教 育 長 そのほか、いかがですか。

私からですが、重点施策7、地域による学び支援活動の促進の中で、コミュニティ・スクール事業というものがあります。これは平成32年度を目途に全校実施ということですが、何のために行うのか、あるいはどのように行うのかという情報提供を、でき上がったところで行うのではなく、それぞれの検討会がきちんと、同時並行で、学校側だけでなく、保護者や地域の方々にもぜひ周知を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

地域教育力推進課長　　今、準備を進めているところでもありますが、具体的に、この後、地域の方にも、検討会に入っていただく予定でございますので、少しずつ地域の方にも情報提供していきたいと思っております。

教 育 長　　よろしく申し上げます。
そのほか、いかがですか。

(なし)

○報告事項

3. 平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果概要「速報値」について

(指-2・指導室)

教 育 長　　それでは、報告3「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果概要「速報値」」につきまして、指導室長から報告願います。

指 導 室 長　　それでは、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査の結果概要について、ご報告いたします。

この調査は、毎年、文部科学省が実施している調査で、暴力行為やいじめ、不登校などについて調査しているものです。

今回の資料は、東京都教育委員会を通じて文部科学省に提出した本区の速報値になりますので、本区のデータは平成28年度までのものですが、東京都や国のデータについては平成27年度までのものになります。

初めに、左側の暴力行為の状況をご覧ください。

暴力行為については、「対教師暴力」「生徒間暴力」「対人暴力」「器物損壊」に分類して調査をしています。

暴力行為全体の発生件数は、小学校が39件、中学校は138件で、平成27年度より、小学校は8件増え、中学校は9件増えています。

加害児童生徒数は、小学校は12人、中学校は160人で、平成27年度より、小学校は7人減り、中学校は52人増えています。

中学校で発生件数より加害生徒数が多いのは、1件の暴力行為に複数の生徒が加害生徒としてかかわっている事案があるためです。

暴力行為の4つの分類ごとに見ていきますと、対教師暴力については、全体的に減少傾向にあります。ただ、小学校の被害教師数が多くなっており、

生徒間暴力につきましては、小中学校とも発生件数が増加傾向にあり、特に中学校では、加害生徒数が平成27年度と比べて61人増えています。

最後の器物損壊につきましては、発生件数は若干減少しています。中学校の方が小学校より多い傾向は昨年度と同様です。

次に、いじめの状況についてです。

今回の調査では、認知件数が小学校で1,055件、中学校で258件となり、平成27年度と比べて、小学校で770件、中学校で126件と大きく増加しています。

これは、いじめが増えたということではなく、これまでいじめとは学校が捉えていなかったことについても、法に照らし合わせると、いじめに当たるということで、一層、鋭敏にいじめを察知できるようになったと受けとめております。

この結果につきましては、昨年度、生活指導主任への研修として、いじめかどうかの判断について、文部科学省から示された事例をもとにした研修を行ったことや、定例校長会等を通じて、法によるいじめの認識というものを確認するよう繰り返し啓発してきたことによって、これまでいじめとは考えていなかったトラブルについても、いじめと認知するべきという認識を各学校が改めて確認したことが大きな要因と考えております。

解消率については、小学校で81.9%、中学校で87.2%です。

昨年度と比べますと、小学校では若干上がり、中学校では若干下がっている状況です。認知件数が多くなった分、学校が解消しているとは言えないと判断している事案も多数あることから、このいじめの解消率についても、今後、可能な限り100%に近づけていく必要があると考えております。

あわせて、いじめの未然防止という視点も一層重視する必要があると考えております。

最後に、不登校についてです。

不登校の出現率は、小学校は0.52%で、平成27年度の0.55%よりは減少しておりますが、平成27年度の東京都平均や全国平均よりは高い状況にあります。

中学校は4.46%と大きく増加しており、極めて深刻な状態にあります。

復帰率については、小学校は41.7%となり、平成27年度の33.3%と比べて、大幅に上昇しています。

中学校の復帰率は29.0%で、平成27年度の30.2%より若干下がりましたが、平成27年度の東京都平均や全国平均よりは高い数値となっております。

中学校の不登校の出現率の大幅な増加については、例えば小学校での不登校傾向のある児童が進学先でどのようになっているかなどの一層の状況分析、また、これまでの不登校への取組の分析、そして不登校出現率を全国平均に近づける対応や、復帰率を一層高めるための対応が必要と考えております。

資料についての説明は、以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松 澤 委 員 中学校で不登校の子どもが増えていますが、やはり先ほど室長がおっしゃったように、状況を分析していただいて、小学校からできることもあるかと思えますので、その辺りを調べていただきたいということと、やはり解消率というところに重きを置いていただければと思うので、このような案件が出たときに、全力で学校が解消に向かわせるような対応を、全ての教職員の方が団結していただけるような体制をつくっていただけることを望みます。

指 導 室 長 分かりました。

教 育 長 そのほか、いかがでしょうか。

高 野 委 員 中学校の不登校のところで、学校復帰率が平成26年度から27年度にかけて、板橋区はすごく上がっているのですね。こちらについては、やはり有効な取組というものがあつたのかなという気がしますが、その辺りは学校全体で取り組んでいる成果ということでしょうか。

指 導 室 長 このあたりにつきましては、例えば不登校対応マニュアルというものを教育委員会として作成し、学校にも示しております。

休みかけたときの対応ということで、例えば電話について、ただ休みますという内容でしたら、その理由を探るような対応や、そして3日間以上休んだのであれば、直ちにこれは家庭訪問すべき状況であると認識する、このようなことが周知されてきたというところで、学校もより丁寧な対応を進めるようになったということで、復帰率も高まってきたと考えております。

高 野 委 員 数字的に少し心配な面もありますが、取組が成果を上げているというところもしっかり読み取って、良い面についてはさらに伸ばし、また、そこで出てきた問題点については解決して行って、さらに出現率も下げなければいけないと思えますが、解消率も上げていただきたいと思います。

上 野 委 員 問題行動や不登校など、このようなデータというものはすごく重要だと思います。

我々もこうして見せていただくことにより、現状が把握できると思いますが、この周知を、どのように開示していくのかという具体的な方法、教員だけでなく、今の板橋区の現状というものをどのように浸透させていくのかという、その具体的な方法について教えていただけますか。

指 導 室 長 この状況につきましては、今回の教育委員会が終わりましたら、次回の定例

校長会において、全校長には伝え、そして各教員までこの情報が届くようにいたします。

そして、また大事なことは、それを受けて、この状況は区のあるくまでも平均です。各学校の状況はどうなのかというところで、もう一度、自校の状況について確認するというようなこと、これについてはこの夏休み中から始めたいと考えています。

上野委員 ぜひお願いします。私は、校長会までは情報が届くと思っています。問題は校長会から先で、今、お話があったように周知をはかっていただき、各教員にも伝わるよう、よろしくお願いします。

教育長 私も、上野委員と全く同様に考えています。このような危機的な状況であるという認識を校長レベルだけが持つのではなくて、やはり教員、さらには家庭、あるいは地域といったところにもオープンにしていく。そして、それに対して、教育委員会と学校が、具体的に何をするのかという戦略や、打開策、そのようなところまできちんと提示するとともに、指導室長の話にあったように、各学校の実態と、それに対してどうしていくのかという辺りを、近々にオープンにしていただければと考えます。

同時に、特に不登校に関してですが、対症療法的ではなくて、そもそも不登校が増えているということは、学校自体が本当に子どもたちの心のよりどころになっているのかという根本的な学校観といったところの見直しを、我々はしなくてはいけないのではないかと感じています。

よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

4. 榛名林間学園指定管理者の評価委員会による評価の実施について

(生－1・生涯学習課)

教育長 それでは、報告4「榛名林間学園指定管理者の評価委員会による評価の実施」につきまして、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、榛名林間学園指定管理者の評価委員会による評価の実施について、ご説明いたします。

資料は「生－1」をご覧ください。

榛名林間学園は、現在、指定管理者によって管理運営がされております。

その管理運営が適正に行われているかを客観的に評価・検証するために、評価委員会を組織いたしまして、現地調査、指定管理者へのヒアリングなどを行っていくものでございます。

本日は、本年度、榛名林間学園でこの評価を実施することのご報告、今後のス

スケジュールなどについての説明となります。

評価の結果につきましては、改めまして教育委員会にご報告していきたいと考えております。

まず、榛名林間学園の指定管理者でございますが、2、株式会社フードサービスシワでございます。

3、指定管理期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日まででございます。今年度が指定管理期間の中間年となっております。

4 ページ目に評価要領がございます。

今回の評価実施の根拠となっているものですが、「指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する基本方針」、これが根拠となっております。

この方針の中に、今回実施します評価委員会による評価、これは指定管理期間中に1回実施するものとされておまして、指定管理期間の中間年である今年度を実施するというものでございます。

今後のスケジュールですが、8月30日に現地調査、指定管理者へのヒアリングを行います。

その後、9月26日に総合的な評価を行うことになってございます。

冒頭で申し上げましたが、評価の結果につきましては、改めましてこの委員会にご報告いたします。

説明は、以上でございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

5. 郷土芸能伝承館指定管理者の評価委員会による評価の実施について

(生-2・生涯学習課)

教 育 長 それでは、報告5「郷土芸能伝承館指定管理者の評価委員会による評価の実施」につきまして、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、郷土芸能伝承館指定管理者の評価委員会による評価の実施について、ご説明いたします。

資料は「生-2」をご覧くださいと思います。

こちらは、先ほどの榛名林間学園の評価委員会による評価と同じ内容でございます。評価委員会によりまして、現地調査、指定管理者へのヒアリングなどを行っていくことの報告となります。

まず、指定管理者でございますが、2、三菱電機ビルテクノサービス株式会社でございます。

3、指定管理期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日ということで、こちらについても今年度が中間年度となっております。

スケジュールでございますが、8月16日に現地調査と指定管理者へのヒアリングを行います。その後、9月11日に総合評価を行うことになってございます。同様に、結果につきましては、改めて教育委員会にご報告いたします。説明は以上でございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

6. 板橋区史跡公園（仮称）基本構想案について

(生－3・生涯学習課)

教 育 長 では、報告6「板橋区史跡公園（仮称）基本構想案」につきまして、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、板橋区史跡公園（仮称）基本構想案について、ご説明いたします。

以前、6月22日の教育委員会の中で、旧野口研究所、旧理化学研究所、加賀公園の部分が板橋火薬製造所跡として国の史跡に指定される見込みがあるとご報告させていただきました。

この地を史跡公園としてどのように整備していくのかについて、学識経験者が加わった整備構想委員会というものを組織して、昨年11月から議論を重ねてきたところでございます。

このたび、その基本構想案がまとまりましたので、ご報告いたします。

本日ご報告させていただきまして、日を改めまして教育委員会にも意見などを伺いたいと考えております。

つきましては、今後策定します基本計画の中で意見などを整理させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料は「生－3」になります。

2ページ目をご覧くださいと思います。

こちらは基本構想の概要版のようなもので、基本的な考え方が載っております。

上段の「前提となる考え方」が4つございます。

1つ目です。

近代化・産業遺産を保存して、板橋の歴史、文化を学ぶ場として活用すること。

2つ目が、ふるさと板橋を大切にすることを醸成するという郷土愛の醸成の部分。

③のところでは、「ものづくりの板橋」としてのブランド力の向上と定着をめざす。

④のところでは、板橋の魅力の新たなシンボルとしていこうということで、4つ、前提となる考え方を掲げさせていただいております。

その下に「基本コンセプト」がございます。

区民に愛される、また、再び訪れたいくなるような史跡公園を目指すということを中心に、板橋区の歴史・文化・産業を体感し、人々が憩い、語らう史跡公園とさせていただいております。

その下のところ、基本方針というものがございます。

3つ掲げさせていただいております。

左から、「憩う」「学ぶ」「創る」、この3つでございます。

まず、「憩う」の部分でございますが、公園本来の憩いの場としての機能の充実を図っていかうということなのです。

また、ユニバーサルデザインに基づいた公園整備。周辺も含めた環境整備を一体的に進めていきたいと思いますというのが「憩う」の部分でございます。

「学ぶ」の部分では、板橋が日本の産業、近代化に貢献してきた軌跡を学ぶとともに、郷土板橋を愛する心へとつなげていきたいと思いますというところ。

また、体験学習などの場を提供しまして、次の世代を担う子どもたちの夢を育てていきたいと思いますというのが「学ぶ」のところなのです。

「創る」の部分では、区産業発祥の地として、区内外に広く発信することで、板橋区のブランド力を高めていきたいと思います、また、史跡公園を産業文化の新たな聖地と位置付けて、地域振興などに貢献していきたいと思いますというところが「創る」の部分でございます。

基本構想の本編につきましては、3ページ目からとなっております。

前段のところでは、公園整備予定地の歴史的な経緯、地域の特性、周辺の関連の史跡などについて、写真や地図などを用いて説明しております。

先ほどの基本的な考え方についてもページを割いて説明しているところがございます。その中で、18ページ目をご覧くださいと思います。

こちら、史跡公園の将来像、整備の方向性のページがございます。

ここでは、先ほどの「憩う」「学ぶ」「創る」を元に、どのように史跡公園を整備していくのかについて記述しているところがございます。

しかしながら、具体的な整備内容につきましては、今後の基本計画、利活用計画の中でうたってまいりますので、ここでは大まかな表現にとどめておきますので、ご了承いただければと思います。

次のページには絵が載っております、整備のイメージ図でございます。

少し史跡の保存に力点を置いた絵となっておりますが、今後は、ぜひ、区民に愛される、再び訪れたいくなるような史跡公園を目指して計画を練ってまいります。

説明は、以上となります。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 先日、現地を見に行かせていただいて、この基本構想の絵がとてもよく分かるようになりました。

これは、生涯学習課だけではなくて、区の中で他の部署とも連携して行ってい

くものでしょうか。

生涯学習課長 他の部署と連携して行っていくものでございます。

特に連携の深いところとしては、公園整備の関係のセクション、資産活用に関するセクション。また、理化学研究所の部分は産業経済部がどのようにしていくのか検討するところでございます。そうした区の色々な部署と連携を取りながら進めていくところでございます。

高野委員 分かりました。大変だとは思いますが、よろしくお願いいたします。

教育長 そのほか、いかがでしょうか。
よろしいですか。

(はい)

○議事

日程第一 請願第1号 板橋区の教科書採択に関する請願 (継続)
(指導室)

日程第二 請願第2号 板橋区の教科書採択に関する請願 (継続)
(指導室)

日程第三 請願第3号 板橋区の教科書採択に関する請願 (継続)
(指導室)

日程第四 請願第4号 板橋区の教科書採択に関する請願 (継続)
(指導室)

日程第五 請願第5号 板橋区の教科書採択に関する請願 (継続)
(指導室)

教育長 それでは、議事に入ります。日程第一から第五、請願第1号から請願第5号、「板橋区の教科書採択に関する請願」につきまして、指導室長から、一括して説明願います。

指導室長 請願第1号から請願第5号までについてご説明いたします。

内容につきましては、7月13日の教育委員会でご説明したとおりで、それ以降、変更はございません。

説明は以上でございます。

教育長 請願第1号から請願第5号につきましては、7月13日に開催されました教育委員会で審議し、教科書選定作業を適正かつ公正に進めるため、継続審議といたしました。

現在、教科書の審議を行っておりますので、継続審議とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定いたします。

○議事

日程第六 議案第29号 平成30年度区立小・中学校使用教科書（特別支援学級使用教科書を除く）の採択について

(指導室)

教 育 長 続きます、日程第六 議案第29号「平成30年度区立小・中学校使用教科書（特別支援学級使用教科書を除く）の採択」につきまして審議します。

指導室長から説明願います。

指 導 室 長 それでは、説明させていただきます。

採択事項の(1)及び(2)、小中学校の教科書につきましては、種目ごとに4年間は同一の教科書を使用することとなっております。

小学校においては、今年度初めて採択を行う「特別の教科 道徳」以外の教科書は、平成26年度に採択を行い、平成27年度から使用しております。引き続き、平成30年4月から使用する教科書として採択していただくこととなります。

また、中学校の教科書は、平成27年度に採択を行い、平成28年度から使用しております。引き続き、平成30年4月から使用する教科書として採択していただくこととなります。

なお、今年度の中学校第3学年は、書写、歴史、地図、器楽合奏、保健体育、技術・家庭について、平成27年度に採択する前の出版社の教科書を使用していました。また、英語については、今年度の3年生は、採択前の出版社の新版を使用していました。

これは、学習指導要領において、3学年の指導内容が一体となっていることから、教科書もその趣旨で編成されているため、同じ出版社のものを使用することを国が定めているためです。

平成30年度からは、全ての学年で平成27年度に採択した出版社の新しい教科書を使用することとなります。なお、特別支援学級使用教科書につきましては、8月23日の教育委員会において議案を提出する予定です。

本日、会場の中に、道徳の教科書につきましては、委員の皆様の机上、または後ろのラックに置いてあります。また、生涯学習課長の後ろの席のラックには、現在使用している小中学校の教科書を置いてあります。

説明は、以上でございます。

教 育 長 それでは、「特別の教科 道徳」以外の平成30年度区立小学校使用教科書について、指導室長から説明願います。

指導室長 「特別の教科 道徳」以外の区立小学校の教科書につきましては、平成26年度に採択がえを行い、平成27年度から使用しております。

今年度は3年目となり、採択がえの年ではありませんので、4年目となる来年度も平成26年度に採択した教科書を使用することになります。

説明は、以上でございます。

教育長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

教育長 では、お諮りします。平成30年度区立小学校使用教科書につきましては、平成26年度に採択した教科書を使用します。平成26年度に採択した教科書は、次のとおりでございます。

国語、光村図書出版、書写、光村図書出版、社会、東京書籍、地図、帝国書院、算数、東京書籍、理科、東京書籍、生活、東京書籍、音楽、教育芸術社、図画工作、開隆堂出版、家庭、開隆堂出版、保健、学研教育みらい。

以上を採択することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長 では、そのように決定いたします。

次に、平成30年度、中学校使用教科書について、指導室長から説明願います。

指導室長 区立中学校の教科書につきましては、平成27年度に採択がえを行い、平成28年度から使用しております。

今年度は、2年目となり、採択がえの年ではありませんので、3年目となる来年度も平成27年度に採択をした教科書を使用することになります。

説明は、以上でございます。

教育長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

よろしいでしょうか。

(はい)

教育長 では、お諮りします。平成30年度区立中学校使用教科書につきましては、平成27年度に採択した教科書を使用します。平成27年度に採択した教科書は、次のとおりでございます。

国語、光村図書出版、書写、光村図書出版、社会（地理的分野）、帝国書院、社会（歴史的分野）、帝国書院、社会（公民的分野）、日本文教出版、地図、帝国書院、数学、東京書籍、理科、東京書籍、音楽（一般）、教育出版、音楽（器

楽合奏)、教育出版、美術、日本文教出版、保健体育、大修館書店、技術・家庭(技術分野)、東京書籍、技術・家庭(家庭分野)、東京書籍、英語、東京書籍。以上を採択することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定いたします。

次に、平成30年4月から使用する小学校用「特別の教科 道徳」の教科書の採択につきまして、指導室長から説明願います。

指 導 室 長 今回、文部科学省の検定を通過しました「特別の教科 道徳」の教科書は、東京書籍、学校図書、教育出版、光村図書出版、日本文教出版、光文書院、学研教育みらい、廣済堂あかつきの8社でございます。この8社の中から採択をお願いします。

説明は、以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

それでは、「特別の教科 道徳」の採択につきまして、ご意見等を伺いたいと思います。

松 澤 委 員 まずは区民アンケートのところから紹介させていただきますが、今回、たくさんの方の一般的なご意見をいただきました。ご意見を全て読ませていただき、検討した上で、板橋の子どもたちのためになる選定をさせていただきたいと思っておりますので、その点、ご了承いただければと思います。

特にノートについてのご意見が多かったように思います。そして、道徳教育というところで、まず、私の考えとしましては、10年後、15年後に親世代になる子どもたちを育てるという意味で、基礎・基本となることとして、他人に対し、自分以外の者を同じと見なさず、また、自らの個性を認めていくことで、その反対である他者の個性を認める規範意識を身につけ、さらに自ら問題を解決しようとする姿勢を学び、最後に解決できない問題に直面したときには、最良の方法、答えを導き出せるように、そうしたスキルを身につけていただければと思っています。

私自身、教科書選定に際し、重要性として捉えているところの1つに、先進的であるということも考慮して選んでいきたいと思っております。

まず、第一に、調査委員会の報告の中で、色々なご意見がございましたが、やはり設問、発問というところで、子どもたちに対してどのような発問をしているかという点と、あとは教員の工夫が必要な教科書であるかという点がございましたが、その点が、少し気にかかっているところを抜いた上で話をしていきたいと思っております。

まず、6年生の教科書を中心に読ませていただいて、その上で4社ぐらいに絞

らせていただきました。その後、1年生から5年生まで読ませていただいたのですが、先ほど言った発問というところで、発問が少ないですとか、教員の工夫が必要ですよといったマイナス点がなかったところで挙げさせていただいたのが、日本文教出版と学研教育みらいと廣済堂あかつきという3社になります。

私が見ていった中では、まず多様性ということで、他人と自分との違いを認め合うということと、自ら進んで問題解決に取り組むということ、また、相手の気持ちや、色々なものの気持ちになる臨場感というところを見させていただきまして、自分が実際そのような気持ちになったとき、もしくは実際にそうしたことが起こったときに同じ気持ちになれるかということ。

また、問題が起こったときの対処の仕方なのですが、まず問題が起こらないようにするということが大事ではありますが、問題が起こったときに解決するということ、最小限に食いとめるということ、このような点を重点的に見させていただきまして、日本文教出版は非常に評価が高かったことと、イラストと写真のバランスがよかったところ、付録のところも要点が分かりやすかったなどがありました。

印象に残っている点もありますが、内容については少し後でお話をしたいと思います。

廣済堂あかつきについては、素朴なイメージ、シンプルなつくりで、対照的なところが幾つかありました。人物について取り上げている面が非常に多かったことと、5年生の分野なのですが、ヘレンケラーではなく、家庭教師のアニー・サリバンが取り上げられていたり、スティーブ・ジョブズが取り上げられていたりということで、現実的であったり、色々な方向からアプローチしている印象を受けました。

あと、学研教育みらいについては、イラストがきれいで見やすかったことと、要点も良く、みんなの道徳という形で、発問のところがすごく良かったと感じました。

また、植物や動物、環境についての題材が多かったように感じます。

印象に残っているところでは、牧野富太郎さんなどが取り上げられていました。

光村図書出版については、内容はすごく良かったのですが、少し国語的に感じられるところと、時間的に少し文章が多かったので、その点を考慮して、今回は選ばなかったのですが、前述の3社が、僕の中ではよろしいのではないかと感じまして、候補に挙げさせていただきました。

教 育 長 ありがとうございます。

上 野 委 員 私は、ひととおりに読ませていただいた中では、特にマイナス面というよりは、プラス面といたしますか、印象に残ったところということで、教育出版を推薦したいと思いました。

その理由として、各教科書、大体30程度、目次のところで項目がありまして、やはり道徳というのは1項目にそれなりの時間をかけていく教科ではないかと認

識しておりますので、一つ一つを、2年生だと19項目ぐらいで、1つずつ時間をかけるという点と、特に1年間の始まりのところに必ず目標を掲げるというところ、現状の中で目標を掲げて、1年間が終わった段階でまとめというところの終わりに書かれている部分があります。

例えば2年生のところでは自分の好きな動物、5年生のところでは自分の好きな言葉や、自分の長所・短所、尊敬する人物など、そうしたものを年度初めに掲げて、年度終わりにまたそれを振り返ってというようなまとめ方だったので、非常に分かりやすいと思いました。

それと、この2年生のところですごく印象に残ったのは、「身につけよう、礼儀のマナー」というところで、公共の場でのマナー、学校でのマナー、特に職員室の入り方、出方、公共の場での心配りなどがまとめられています。これは、今の子どもたちに対し、特に小学校低学年の2年生のところで、このようなマナーを身につけさせることを特別取り上げているというところで非常に興味を持ちましたので、私は教育出版の教科書を推薦したいと思います。

青木委員 基本的には松澤委員の意見に近いと思いましたが、余り絞り切れていないところもあります。

それで、私の視点で見たのは、道徳というものだけではなくて、全般的に教科書自体、これから子どもたちの教育の方針というものが、やはり今言うところの、多様な視点で物を見ることや、アクティブ・ラーニングというようなキーワードが必ず入ってくると思います。

これはある程度の年限使うものという視点もちろんありますが、次に来る子どもたちの教育の中で、やはりこれから日本の教育の中で目指していくキーワードは捨ててはいけないと思います。

多様な視点で色々なものを見るというようなこと。それから、できるだけ考えさせる時間、考えさせる単元といったようなものを、ある程度示しているものを教科書にしてもらおうのが、方針としては良いのではないかと、そのような観点から全体を見まして、松澤委員と同じ意見になろうかと思えます。

教育長 日本文教出版、学研教育みらい、廣済堂あかつきということになりますね。

高野委員 私は、読んでみて読後感といいますか、内容が心に迫ってくるものが多いところを選びました。

あとは、先生方が出された調査報告書を中心に考えていきました。

私が一番良いと思ったのは光文書院です。光文書院は、調査報告書にもありますが、児童にとって、身の回りで起こり得る題材が多く、自分のこととして考えやすい。このような内容ですので、子どもたちも親しみやすく読んでくれるのではないかと思います。

また、各教材の初めに、発問があり、主題に関わる問題意識を持たせて、本時の学習の目的を明確にして取り組むことができるということが調査報告書にも書

いてあります。

この本時の目的を、教科書に書いてあるものはあくまでも道徳的価値のものについてなのですが、そこを踏まえて、先生方が、さらに授業の中で自分が何を教えたいかというような具体的なめあてを示してもらうことが可能になるのではないかと思います。

構成面では、教材中の「考える」では、様々な視点から主題に触れて考えるための発問が書かれていて、多角的、多面的に考えられるような工夫がされています。

また、それを受けて、今度は「まとめる」では、自己を振り返る、そして広げて、さらに考えを広げる発問があり、学習を深めていけるのではないかと感じました。

また、光文書院を良いと思ったもう1つの理由に、4年生の「誠の碑」という教材があります。これは、ときわ台の駅で起きた電車事故についての教材です。

この事故が起きた当時、常盤台小学校の子どもたちが巡査の快復を祈って、千羽鶴を折り、交番に届けたというような関わりがあります。

そして、当時、4年生の担任の先生が、命の教育の一環として、「宮本さんの残してくれたもの」という教材をつくり、10年が経過した今も、常盤台小学校では、4年生の命の授業でずっとこのことが語り継がれているそうです。

また、当時、地元の町会の皆様が中心となって、駅前ロータリーで常盤台ロータリーコンサートを開いて、この碑ができたという経緯があります。

その後、定期的にロータリーコンサートが行われるようになり、今年は10年間に経過し、追悼コンサートでは、上板橋第一中学校の吹奏楽部や常盤台小学校のマーチングバンドも参加したそうです。

板橋区内で起きたこのような事故のことを、命の教育の一環として、その後10年間に渡って常盤台小学校や付近の町会で取り組んできたこと、このようなことを、私はぜひ板橋区のほかの小学校の子どもたちにも伝えていく必要があるのではないかと思います、そのような意味も込めて、まずは光文書院を第一に考えました。

2番目に日本文教出版です。内容としては、巻頭の道徳のとびら、学び方は学習のねらいや進め方が分かりやすく書かれている。また、教材は、発達段階に合ったものが多く、考えたり、議論したりできるように工夫されています。

学習の手引きというものがありますが、そこで、体験的な活動ができて、問題解決的な学習例が豊富にあり、主体的で対話的な学びを行うことができると調査報告書には記載されております。

話し合いの設定の記述がかなりあるのですが、その設定が少し丁寧過ぎるのではないかと私自身感じるころもありましたが、発達段階に応じて、様々な話し合いの形が設定できるようになっています。

ペアで話し合ったり、同じ意見を持っているグループ同士が話し合ったり、それをさらにクラス全体で話し合うというような、色々な話し合いのパターンが示されていますので、それぞれのクラスの実態に合ったものを実践していただけるの

ではないかと思いました。

日本文教出版は、本冊と別冊の2冊書きになっています。別冊があると、忘れてきたり、なくしてしまったり、また、授業自体が複雑になるのではないかということが少し心配なのですが、この別冊については、教科書に出てくる発問について書く欄があるということで、教科書本冊だけでも授業が十分に進められる。この別冊を使うのも、使わないのも先生方の考え方次第なのかなと思いました。

本冊と別冊の大きさが違って、別冊は一般のほかの教科で使うノートと同じ大きさになっておりますので、もし使うとしても、ほかの教科でノートを買って使うのと同じような使い方ができるのではないかと思いました。

また、この中で心のベンチという、考えを深めるページがあるのですが、そこで情報モラルやいじめ、それから持続可能な社会について特に取り上げています。

ことに3年生から6年生のいじめについては、発達段階に応じてすごく詳しく書かれていて、こうした読み物としてのいじめを学習するだけではなくて、いじめの構造などについてもまた時間があれば学んでいただくことができるのではないかと思いました。

あとは教育出版と、それから光村図書出版。どちらも良くて、なかなか決めかねたところです。光村図書出版については、内容がとても良いなと思いました。身近な事柄を通して考えられるような教材で、教材の後に、「考えよう」「つなげよう」で、めあてや中心発問があり、それから「話し合ってみよう」で共同学習が進められています。

また、光村図書出版の場合も、いじめについて、1年生から6年生まで特に重点的に取り上げられていて、「いじめを許さない心」というコラムがとても良いなと思いました。

構成も、1年間で4つの学習のまとまりにしているので、学びの深まりとつながりを意識して、1年間で学びの内容が順に設定されているので、使いやすいのではないかと思いました。

ただ、気になる点として、教材文が長い、文字が小さいなど、板橋区の子もたちにとっては少しふさわしくないのかなというような点があったので、光村図書出版は3番目にしました。

教育出版も良いと思ったのですが、幾つか気になる点があって、上野委員とは逆で、私は1、2年生の資料のページのマナーについてなどが発達に対しては難しいのかなという感じがしました。また、6年生の教科書では、先人の伝記という教材がすごく多いと感じたので、教育出版は4番目にしました。

以上です。

教 育 長 ありがとうございます。

それでは私からも意見を述べさせていただきます。まず、8社の教科書を拝見させていただいて、本当に質の高い教材が出ているなということで、難しい選択を強いられていますが、今回、「特別の教科」となったときに、これまでも出ているように、教育内容、教材はもちろんです、どのように指導するかといった

ところが、非常に大きなポイントになってくるのではないかということを感じました。

そうした意味では、主体的、対話的で深い学びというものが、今回、新しい学習指導要領で出されている中で、正解が1つではない、つまり納得解・最適解を求めるといふ部分では、道徳は非常に重要なポジショニングになっているのかなと思っています。

その意味では、オリエンテーション、考え、議論するというところについて、教員が、あるいは学校サイドがどのように捉えていくのか。

それから、やはりノートにつきまして、幾つかの出版社がノートをつけていますが、私としては、ノートの重要性、これはノートであってもいいし、ワークシートをいわゆるポートフォリオ的にまとめていく形でも良いと思いますが、やはり1年間を振り返ることができる、あるいは6年間を振り返ることができるというような、学校としての記録というものについての重要性を、ぜひ、考えていく必要があるかなと思っています。

例えばワークシートをつくとすれば、各担任がつくるというよりも、学年中の道徳教育の担当がつくり上げて、それを基に進めていくような工夫があっても良いかなと考えます。教員個々のものとしなくて、各学年の財産となる、そしてそれが学校の財産となるような仕組みや仕掛けづくりが必要なのではないかと思います。いわゆるポートフォリオを使うべきであると思っています。

それから、3つ目は、年間の指導日数が、1年生が34、2年生から6年生までが35ということで、各社ともに、35の教材、あるいは会社によっては、さらにプラスアルファが入っているわけですが、ここで少し気をつけなくてはいけないこととして、1、2年生は、先ほど上野委員がおっしゃったように、8項目が19、さらには3、4年生が20、そして5、6年生が22、都合34や35から引き算した場合に、余剰の時間が出てくるわけですが、この時間は各学校が特に重点を置く8項目、あるいは内容を重点的に扱っていくという発想、さらにはこれまでのように、道徳の時間が1時間で完結するのではなく、場合によっては2時間、3時間というような長いスパンで捉えていくのだという意識を持つ必要があるのかなと思っています。

そして、先ほどノート、ワークシートのところでも言いましたが、この学習のプロセスの中で、家庭に返して、家庭に子どもの学習状態や学校の道徳の状況を提供していただいて、家庭と協力し合って道徳教育というものを進めていく必要があると考えます。そうした意味では、ノートやワークシートに保護者が目を通して感想などを書くというような工夫も必要になってくるだろうと思います。

そして、評価についてですが、これはもう何度も出ていますので、やはり個人内評価であって、しかも子どもたちの良さを読み取っていくといった視点をしっかり持つこと。それから、これは指導室に、あるいは教育支援センターにもお願いしたいことですが、やはり道徳の授業というもののイメージが、教員にとっても、これまで行ってきた、どちらかという読み取り的な授業や、自分が受けてきた授業に陥りがちになってくるのではないかと思います。

そうした意味では、どのような授業を目指すのかという、板橋区としての目指す方向性が大事であり、これは文部科学省のY o u T u b e等でも出ていますが、やはり良い授業をする、そうした授業を直接見せる、あるいは録画してそれを各学校に示すというような工夫をぜひ行っていただきたいなということを、申し上げます。

そして、私自身は、板橋区の教育ビジョン2025が昨年出されて今年が2年目ですが、このビジョンの中に、自尊感情、自己肯定感といった個性の伸長、それから郷土板橋を愛する心ということで、伝統文化の尊重、国や郷土を愛する態度を育むための学びができる内容であるかということ、1つ捉えています。

2つ目は、やはりいじめという問題に正対できるような内容が教材の質として高まっているのかどうか。そして、考えを披露するという主体的、対話的で深い学びということでは、本区は、板橋区授業スタンダードというものができているので、それに適応しやすい教科書、こうしたことで私自身は捉えています。

そういう意味では、まず1点目は、個性の伸長というところでは、各社とも非常に凝った内容が出ております。そして、郷土板橋を愛する心ということで、郷土愛を育むというところでは、先ほど高野委員がおっしゃっていたように、光文書院については、4年生で「誠の碑」ということで、板橋区の事例を取り上げているところは非常に魅力的であると思っています。

それから、いじめにつきましては、私は教育出版のいじめに対する内容が非常に良くできていると思っています。

生命尊重に関しての教材と、いじめをなくすことに関しての教材と、情報モラルを守ることにに関しての教材がうまくミックスしている印象があります。

2年生の「たっくんも いっしょに」は、低学年の子どもたちが思ったことや気づいたことを素直に口にしてしまう、それがいじめだと本人は気づいていない、そうした認識を早いうちに捉えている内容です。

それから、これも新聞等でも話題になっていますが、プロレスごっこというのが、4年生で、実際にこうしたケースがあって、被害者、加害者、傍観者のそれぞれの立場を考えさせる表題であるということ。

また、私は、若い先生方も増えることを考えると、礼儀やマナーについての教材も、上野委員のお考え同様に必要になってくるのではないかと考えました。

それから、東京書籍のいじめの問題、扱い方もとてもすばらしいと思っています。全学年に、いじめのない世界へというものを3つの要素から構成していて、導入を置く、とびらのページと、いじめを直接的に扱う教材、それからいじめを直接的には扱わないが、道徳的な価値に迫ることで、いじめをしない、許さない心を育むという間接的な教材、こうしたことが丁寧に書かれているということがありました。

それから、日本文教出版についても、役割演技に取り組む体験的な学習とか、多面的にいじめを考えるプランなどの要素が入っているなど思いました。日本文教出版は、学び方が非常に丁寧に書かれていて、実際に板橋区授業スタンダードにのっとったような、グループ学習も郷土学習も入っているところも魅力的でし

た。

それから、光文書院については、いじめを直接的に扱う内容は少ないのですが、仲良くするとか、優しい心についての教材が豊富であると思いました。

今回、どの教科書にも、オリエンテーション、扉のページが非常に工夫されているということを感じました。

東京書籍は、「気づく」「考える／話し合う」「ふり返る／見つめる」「生かす」と4つのステップが書かれてありましたが、日本文教出版は、「気づく」「考えを深める」「見つめ、生かす」の3つの視点。さらには、そこに「話し合ってみよう」「動いてみよう」「書いてみよう」といったようなものがあります。

それから、光文書院についても、「問いをもつ」「考える」「話し合う」「まとめる」「広げる」といったステップが書かれてあったり、さらにはノートのとおり方なども示されています。

ここで、やはり1つだけ違うのが教育出版で、教育出版はこうしたことではなく、先ほど上野委員がおっしゃっていたように、1年間の自分の目標といったものを書かせて、そして、1年間が終わった後にそれを振り返らせる、いわゆるポートフォリオ的な内容が教科書の中に組み込まれているなど感じました。

それから、板橋区授業スタンダードを意識した構成ということですが、これも、ほぼどの教科書会社についてもその辺りを強く意識しているとは思いますが、やはり私が教科書を選ぶときに、本文が長くなることは致し方無いかと思います。長くなることのデメリットとして、読み取りの方向に行きがちになってしまうのではないかとこのところを懸念しております。

そうした意味では、東京書籍や光村図書出版は本当に良い題材を扱ってはいるのですが、どうもずっと文章を読んでいくことが、今、求めていこうとする道徳の方向性と照らし合わせると、どうなのかということで、私自身、個人的には少し疑問を覚えました。

そうした中で絞り込んでいきますと、私は、日本文教出版、光文書院、教育出版、この3つが、今、申し上げましたように、教育ビジョン、あるいはいじめの問題、それから板橋区授業スタンダードといったところで適合してくるかなと考えます。

板橋区授業スタンダードを意識した構成では、私は、日本文教出版が非常に丁寧に扱っているかなと思います。導入の発問、それから、ねらいに直結する中心発問が「考えてみよう」というところから出ていますし、考え、議論したことを、最後に、自分に返す「見つめよう」「生かそう」というところで、いわゆる振り返り、リフレクションの部分も書かれています。

身近な教材を扱ったところには学習の手引きが用意されていて、板橋区授業スタンダードと同一の流れになっているかと考えています。

また、様々な学習形態が具体的に提示されている。子どもたちも、教師が言っている授業スタイルというものが、やはり聴覚的には理解できなくても、視覚的に出されているということでは理解がしやすいかなと思います。それから、ほと

んどが見開き4ページで1つの教材が終了しているというところでは、量的にも適当かなという印象を持ちました。

これについては、高野委員と同様に、ノートが存在というものがありますが、このノートを使うか、使わないかは、逆に学校として、校長として、あるいは学年としてというような選択の余地があるかなと思います。

特に中心発問がそのノートの中に書かれてある点は非常に使い勝手の良さもあるという点で、日本文教出版については評価をしたくなると思っております。

光文書院については、5つのステップと教科書のポイントが適合しています。

脚注部に吹き出しがあって、先ほど青木委員がおっしゃっていたように、比較的な考え方を促す展開、終末で授業を振り返って、学んだことを広げるというところの4項目が入ります。

脚注部に読み取りの質問が明記されていて、最後の発問が読み取りではなく、考え、議論する内容になっているというところは、教師も子どもも見やすいのかなと思ってます。

それから、光文書院については、少し小さいのですが、一番最後を、皆さん見ていただいています、教科書の巻末に「学びの足あと」という記録欄が設けてあります。

1年間ずっと継続して、その1年間の学びの足跡をきちんと書かせることによって、これはワークシートやノートで書くことができるのですが、こうして一覧にして見るというのはなかなか工夫がされていると思っています。

そして、先ほど申し上げましたように、光文書院については、常盤台交番の宮本警部のお話が載っている点も非常に引かれるところです。

教育出版については、教材のスタートのメモが子どもたちにとって非常に親しみやすい。それから、学びの手引きというところで、上段が教材の理解を深める発問、下段が問題解決型の発問ということとともに、動作化や役割演技、話し合いを促す場面が多く含まれているというところで、私自身は、日本文教出版、光文書院、教育出版の3つの中から選択ができればと思っています。

さて、それぞれの、まずは思いをお話させていただいたわけですが、ここから少し議論を深めていって、板橋区としての、子どもたちにとっての最適の教科書というところで絞り込んでいきたいと思いますので、ここからは、どうぞ、ご自由にご意見を出していただければと思います。

青木委員 教育長のお話を聞いていて、やはり色々自分の中でも道徳の本質はどこにあるのかなと考えています。すごく大事なことは、教育長のお話にあった、どうしたら家庭を巻き込めるかということだと思っています。

ですから、単に教科書を読み取ってノートにまとめて学校で完結するより、家に持って帰って、家庭の人たちにも見ていただいて、その意見を聞くといったような場をできるだけつくり込めるような、教科書のつくりであったり、ノートの取り方であったりということが、授業のシナリオとして入れ込めるようなものが非常に大事ではないかということをお話の意見を聞いていて、強く感じており

ます。

そういう視点で見えて、また、さらに絞り込めるかなということ、皆さんの意見を聞いて思いました。

松澤委員 皆さんの意見を聞いて、やはりアプローチの仕方がそれぞれ違う印象があります。方向的にはゴールは一緒なのですが、アプローチの仕方がそれぞれ違うのかなということです。

人物に対してアプローチしている出版社を選んでいる方と、私は特にそうなのですが、人物以外の動物、植物に対してアプローチしている出版社を選んでいる傾向がありまして、特に学研教育みらいは明らかに環境についてなど、そうしたアプローチでいっちゃうのかなと感じております。

あとは、先ほど光文書院についてのお話を聞いていて、私もやはり臨場感があって非常に、話の内容としまして、すごく良い部分がありましたが、逆説的に考え、ときわ台の件を外すということを考えてしまいました。

話の内容が、逆に近過ぎると思って、それで光文書院を外した点と、あと、6年生に関しては特にそうでもないのですが、光文書院の最初の1、2年生について、発問のところには四角があって、それを解いている。1年生の92、3ページというところに、次の四角の中に当てはまる言葉カードを入れるということで、言葉のカードがもう決まっている文章がある点が気になりまして、そうしたことを決めてしまうと、子どもたちが正解を求める道徳になってしまうのかなと感じたので、わざとそうしたものが入っていない、曖昧なところの発問の方を選んでいたので、光文書院は外す形になりました。

内容については非常に良かったのですが、あと、高学年に対しては特にアプローチがそういうものはないので、低学年のところでも少しそこがひっかかっていたということがありました。

あとは、やはり全体的に見ていくと、バランスとして、やはり日本文教出版が私は良く感じていたので、人物、動物、植物のアプローチも、低学年から高学年に上がるに従って、より人物とか、より臨場感のあるところでアプローチしていただいている、最初のころは少し遠いところから行っているという点もあります。

また、世界に対してのアプローチを考える上で、葛飾北斎などもお話に取り入れていて、3年生なのですが、日本文教出版はそういった、外国の小学校を出す反面、日本の文化に触れている点も、すごくバランスが良かったと感じました。

それとはまた逆に、廣済堂あかつきについては、人物を毎年、1年生から6年生まで、取り上げていて、福原愛さんとか、二宮金次郎さんとか、渋沢栄一さんとか、高橋尚子さんとか、人物が1冊に3人ずつぐらい出てくることがあります。

あと、やはり奥深いところにアプローチしていたのかなと感じたので、これは意見が多分別れるだろうなと感じていますので、やはり日本文教出版が、今回、バランスが良いと感じました。

あとは、光文書院等も、そうした、今言った点が考慮されるのでしたら、内容

としてはすばらしいかなという印象です。少しその2点が気になった点です。

教 育 長 ありがとうございます。

高 野 委 員 教育長のお話を伺っていて、日本文教出版は親切過ぎるのかなというところが少し不安だったのですが、決してそれは親切過ぎるということではなくて、先生方が授業を進める上で、その教科書がすごく手助けになるのだというような理解になりました。私は、日本文教出版はとても使い勝手も良くて、見た感じも良いという印象があります。

また、ノートに関しても、先生方からは、「ほかの教科などでも、分冊があるのはあまり好ましくない」というようなお話を以前に伺ったことがあったので、自分自身もこれについては考えていましたが、やはり、このノートを通して、保護者の方たちにも、1年間通して学んだことを見ていただけるということで、学校と家庭とのつながりを持つためにも、ノートを役立てることができるのかなという気がしました。

教 育 長 せっかく準備してありますので、今、上野委員に見ていただいておりますが、実物を改めてご覧になってください。各委員からは、日本文教出版、教育出版、学研教育みらい、光村図書出版等の名前が出ております。

高 野 委 員 光村図書出版は、内容はとても良いと思いますが、字が小さく、1、2年生の中には、自分たちが読むのではなくて、先生方が読んであげてくださいというような内容のものもあるので、やはり少し板橋の子どもたちにとっては向いていないのではないかという気がして、その辺りに不安なところがありました。内容については、とても良いと思っています。

教 育 長 もっと高学年になると、かなり字も小さいので、少し見づらい印象がありますね。

高 野 委 員 本を読むことに力を注いで、その後の大切な、考えたり、話し合ったりというところの時間が十分に取れない恐れがあるかなと思いました。

教 育 長 廣済堂あかつきのノートの工夫がかなり良いと感じます。

こういう枠組み、一見良いような感じですがけれども、子どもたちは、全部見なくてはいけないのかなという感じもあり、そうした不安も少し出てくる場所です。

逆に、日本文教出版は、非常に短くて書き切れないことも出てくるのではないかとあって、それぞれがノートを使う際に、少し現場サイドとしての難しさがあるので、ノートを使う、使わないは判断として良いのではないかなと思っています。

青木委員 そのノートをご家庭に持って帰って、夕食のときにでも話題にしてもらえたら、そうした使い方ができるような、ご家族との話し合い、いかに色々な人の意見を聞くのかというのが大事な部分もあるのかなと、私個人は思っています。

高野委員 今後教科書になれば、それぞれご家庭に持って帰るわけですね。
今は、学校に置いてあって、夏休みに持ち帰って読みましょうというような学校があるのですが、これでしたら教科書を毎日持って帰るので、ご家庭の方にも読んでいただけるということになりますね。

教育長 指導室長、いかがですか。

指導室長 分冊を含めて教科書となりますので、基本的には、家に持ち帰って、学校には授業のあるときに持ってくるという使用方法になると考えています。

教育長 分冊も含めてといいながらも、必ずしも使う、使わないというところは学校判断、校長判断ということによろしいですか。

指導室長 教科書は主たる教材ということではありますが、特にこの分冊の部分については、必ずしも全てを使う必要はないと考えております。
ただ、これについては、やはり保護者にも十分に説明をしておかないと、教科書を使っていないのかという認識にもなってしまいますので、十分、説明をしながら、使用については学校の判断ということになるかと思えます。

教育長 話題に出ていたところとして、教育出版の1、2年生の礼儀・マナーの内容に関して、上野委員にもう一度お話いただければと思いますが。

上野委員 私はこの、「みにつけよう れいぎ・マナー」という中で、一番が公共の場でのマナー、2番が学校でのマナー、特に職員室の入り方・出方、また、3番に公共の場での心配りという構成が非常に印象に残りました。
これを2年生で取り上げているのですが、1年生としてはかなり難しいのかもしれませんが、先ほどのお話にもありましたが、ここでのマナーというところについては早いも遅いもないような気がしています。特に教員室への入り方・出方、これは中学校に行っても、高等学校に行ってもつながると思います。
また、ノートの使用についてのお話は色々あると思います。私としては、道徳の授業については、子どもたちにはノートというより、できる限り頭の中に残していってもらいたいと思っています。そのような授業を先生方には用意してもらわなければいけないと思います。
あと、もう1つ。先ほどの礼儀・マナーの件については、この2年生の11ページにある、挨拶の仕方についての発問など、どれが答えなのかなと我々も答

えを見てしまうぐらいの内容が出ています。

教 育 長 今、私も含めまして、日本文教出版、光文書院、教育出版、この3つぐらいで候補の絞り込みができていますので、この辺りでまた、さらに絞って、ご意見をいただければと思います。

同じことの繰り返しになっても結構ですので、ご発言をお願いいたします。

松 澤 委 員 また、同じことになりますが、私が教育出版を選ばなかった理由ですが、教材の内容も簡単で分かりやすくできていて、色々な部分に関してよろしかったと思います。

ただ、調査委員会の報告書の中に、発問についての記載がありまして、お子さんたちに色々な問いかけをする部分があり、東京書籍についても、発問量が少ないところを指摘されていた部分があります。その点で、教育出版については、発問が、「第2学年以上において、4～6問あるため、発問の精選が必要である」というところで、先生方がどの発問を選んでいくかが課題になっているという記述が報告書の中にあつたものですから、やはり統一されないような場合もあるのかなと考え、その辺りが少し気になりました。

やはり発問というものが非常に重要になってきて、その問いかけに対して、子どもたちがどのような反応を示すかということで、これが議論や、色々な意見を言うことになるのですが、発問について、どれを選ぶかによって、方向性がぶれてしまうのではないかなと懸念してしまいました。そこを少し指摘したのですが、その辺りが特に問題がないのであれば、教育出版についても最後まで検討に入っていましたので、その点だけがやはり少し気になりました。

青 木 委 員 特に意見ということでもありませんが、先ほど高野委員のお話にあつた中で、区民の皆さんや、いわゆる選定委員の皆さんを含めて、例えばこの3つの中で、比較的评价が良いというようなものはどこになるのでしょうか。

教 育 長 特に個別でのそうしたものはないので、なかなかそこは難しいところです。

高 野 委 員 私は、教育出版で少し思ったのは、マナーの件もありますが、5、6年生の読み物、ことに6年生の教科書の中で先人の伝記的なもの、人を中心にしたものが、割合としてはかなり多いように思いました。

5年生も多いのですが、ことに6年生は、この後ろの学習内容一覧というところを見ると、拾ってみただけでも、17の教材については、全部が先人の伝記というわけではありませんが、そうした人を中心に、その人の生き方の中から学ぶというようなものが、少し割合が多くて、自分自身、教育出版の6年生の教科書を読んだときに、やはりそうしたお話が多いなという印象があり、学習を進めていく上ではどうなのかなということは思いました。

教 育 長 ありがとうございます。光文書院、教育出版、全て問題点等が出されていますが、日本文教出版についてはどうでしょうか。ノートの扱いについて、そのほか、いかがでしょうか。

高 野 委 員 かなり、話し合いなどの設定が具体的で、4人でグループをつくって、発表する順番を決めましょうとか、聞いていた人は発表について意見を言ったり質問をしましょう等、書いてあったりするのですが、この辺りはどうなのでしょう。

教 育 長 これについては、考え方だと思いますが、基本的に、今、主体的、対話的で深い学びという中で、協働学習の重要性、つまり教師が一方的に価値観をぐっと教え込むのはやめようという中で、全体の中での話し合いもあるだろうし、板橋区が進めている、できるだけ子ども同士での学び合いを、小さくした形で行うことによって、子どもたちの本音、あるいは参加意欲が芽生えてくるとすれば、こういう形で行うのだということが子ども自身に分かるということは、極端なことを言えば、逆に授業が教師も変えていく必然性に、思えるようになるのかなと思っています。

ただ、色々な学び方があるので、例えば、この単元・教材では、こうした学び方をしなくてはいけないのかというような捉え方ではなくて、色々な学び方ができるのだというようなことが、子どもの中にも意識化されていくことは、すてきなことだなと個人的には思っています。

全て教師の授業のスタイルでというより、子ども自身がこんな授業のスタイルもあるのだということを認識するための1つの示唆にはなるかなと思います。

高 野 委 員 それが、学年が上がるごとに微妙に難しいかなと感じます。

今、学校公開の中で見ると、3、4年生の学級会でも、素晴らしい話し合いができています。ですから、これでは当てはまらない学級もあるのかなとは思いつつも、そこはそこなりに話し合いの形を自分たちで見つけてやってくれてもいいのかなと思います。

やはり日本文教出版で一番気になったのは、話し合いの設定が丁寧過ぎるかなというところです。

ですが、こうした捉え方をしていけば、それぞれの学級の実態に合った話し合いを進めてくれればいいのかという気もしています。

教 育 長 いかがでしょうか。

様々な意見が出ていますが、皆さんのご意見を総合させていただくと、日本文教出版については、ノートの取り扱いについての課題と、学習の形態がかなり細かく出ていることに対する不安があるところ。

それから、光文書院については、内容的な、常盤台の件など、逆に身近過ぎるものが気にかかるというところ、これは少し意見の分かれるところですね。

教育出版については、意見の分かれるところですが、6年生の部分、人物を取

り上げている教材が非常に多いことに対する懸念等が出てきております。

松澤委員 特に教育出版と光文書院と日本文教出版の大きな違いは、目次のところの書き方が、例えば教育出版では、題名よりも、「くじけずに努力する」など、そういった見出しのようなものが目立って書かれている部分があります。ほかの2社は、色分けといたしますか、項目番号、丸数字の色分けをしたりして、別の方にまとめて分類が書いてあります。そうした部分に違うところがありまして、その次のページに、例えば、日本文教出版では、丸い図があって、自分がいて、周りの人がいて、みんながいて、生命・自然があるといった構成とともに、細かく分類が書かれているところなど、大きな違いかなと感じました。

それが、先ほど高野委員がおっしゃった丁寧過ぎるという点になってしまうのかと思うので、それをどう捉えるかは、また、解釈の違いなのかもしれません。

高野委員 道徳の時間がどういうものかというのを、光文書院と日本文教出版では書いています。道徳の時間の、概念の説明のようなものですね。

教育長 それぞれご意見が出たところですが、もう一度、皆さんにご意見を伺う形を取らせていただいてよろしいでしょうか。

青木委員、いかがでしょうか。

青木委員 今、皆さんが、お話されたことも含めてなんですが、やはり道徳とはなんぞやというお話から、何を学ぶのかということ子どもたちに理解させた上で行うということが大事だと感じています。

それから、やはり私の記憶に残っているのは、教育長のお話にあった、家庭まで巻き込んでの道徳教育ということをちょっと考えました。そうして考えていくと、日本文教出版がやはり良いのかなと思います。

教育長 ありがとうございます。

上野委員 私は先ほどひとつに絞ってお話してしまいましたので、そのままいきたいと思えます。特にマイナス面よりもプラス面を評価する形で、教育出版を推薦します。

松澤委員 皆さんのご意見を伺いまして、バランスの面で考え、やはり日本文教出版がよろしいのではないかと思います。

高野委員 私も、日本文教出版が良いと思います。

教育長 幾つか制限といたしますか、要望といたしますか、私も日本文教出版を薦めたいと思えますが、このノートの使い方については、それを使うかどうかについては、

各学校、校長と道徳教育推進教員を含めた十分な話し合いのもとに行っていただきたいと思います。

説明については、必ず保護者に伝える。ノートを使う、使わないについても、理由付けも含めて、どうしていくのかということをご伝授いただきたい。

それから、もう1つ、私は、この中で1つ、先ほど言ったように、気になるのは、この單元ではこういう学習を行うべきであると、そうした曲解をしないで、それこそ先生方や学校が「特別の教科 道徳」をどう進めていくのかという信念に基づいた授業スタイルを考えていただきたいと思っています。

そうしたことも含めて、条件を付けまして、日本文教出版を推薦したいと思います。

皆さんから様々なご意見をいただきましたが、教育委員のメンバー、そして私も含めて、教育出版、そして日本文教出版ということでしたが、ご意見的には日本文教出版ということになります、よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、板橋区の平成30年度の「特別の教科 道徳」の採択につきまして、ありがとうございました。

では、お諮りします。「特別の教科 道徳」につきましては、日本文教出版を採択することをご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定いたします。

以上で、日程第六 議案第29号についての審議は終了いたしました。

次に、教育委員会次第にはございませんが、追加報告事項はありますか。

(なし)

教 育 長 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

傍聴人の方はご退席願います。ありがとうございました。

午前 11時 20分 閉会